

規則別表第1号のイ（規則第95条）

通勤定期運賃対キロ表

東武鉄道株式会社
(2019年10月1日改定)

キロ程	通勤定期			キロ程	通勤定期		
	1箇月	3箇月	6箇月		1箇月	3箇月	6箇月
1	4,290	12,230	23,170	51	17,510	49,910	94,560
2	4,820	13,740	26,030	52	17,610	50,190	95,100
3	5,300	15,110	28,620	53	17,690	50,420	95,530
4	5,710	16,280	30,840	54	17,770	50,650	95,960
5	6,370	18,160	34,400	55	17,850	50,880	96,390
6	6,790	19,360	36,670	56	17,940	51,130	96,880
7	6,930	19,760	37,430	57	18,020	51,360	97,310
8	7,740	22,060	41,800	58	18,100	51,590	97,740
9	8,160	23,260	44,070	59	18,190	51,850	98,230
10	8,260	23,550	44,610	60	18,270	52,070	98,660
11	9,250	26,370	49,950	61	18,350	52,300	99,090
12	9,680	27,590	52,280	62	18,430	52,530	99,530
13	10,010	28,530	54,060	63	18,510	52,760	99,960
14	10,270	29,270	55,460	64	18,590	52,990	100,390
15	10,350	29,500	55,890	65	18,680	53,240	100,880
16	11,130	31,730	60,110	66	18,770	53,500	101,360
17	11,660	33,240	62,970	67	18,850	53,730	101,790
18	12,100	34,490	65,340	68	18,930	53,960	102,230
19	12,400	35,340	66,960	69	19,020	54,210	102,710
20	12,620	35,970	68,150	70	19,100	54,440	103,140
21	13,050	37,200	70,470	71	19,180	54,670	103,580
22	13,420	38,250	72,470	72	19,270	54,920	104,060
23	13,750	39,190	74,250	73	19,360	55,180	104,550
24	13,960	39,790	75,390	74	19,440	55,410	104,980
25	14,110	40,220	76,200	75	19,520	55,640	105,410
26	14,490	41,300	78,250	76	19,600	55,860	105,840
27	14,810	42,210	79,980	77	19,680	56,090	106,280
28	15,090	43,010	81,490	78	19,770	56,350	106,760
29	15,290	43,580	82,570	79	19,860	56,610	107,250
30	15,460	44,070	83,490	80	19,940	56,830	107,680
31	15,550	44,320	83,970	81	20,020	57,060	108,110
32	15,650	44,610	84,510	82	20,110	57,320	108,600
33	15,760	44,920	85,110	83	20,190	57,550	109,030
34	15,860	45,210	85,650	84	20,270	57,770	109,460
35	15,970	45,520	86,240	85	20,360	58,030	109,950
36	16,080	45,830	86,840	86	20,440	58,260	110,380
37	16,180	46,120	87,380	87	20,530	58,520	110,870
38	16,280	46,400	87,920	88	20,610	58,740	111,300
39	16,380	46,690	88,460	89	20,690	58,970	111,730
40	16,500	47,030	89,100	90	20,770	59,200	112,160
41	16,590	47,290	89,590	91	20,860	59,460	112,650
42	16,680	47,540	90,080	92	20,950	59,710	113,130
43	16,770	47,800	90,560	93	21,030	59,940	113,570
44	16,870	48,080	91,100	94	21,110	60,170	114,000
45	16,960	48,340	91,590	95	21,200	60,420	114,480
46	17,060	48,630	92,130	96	21,280	60,650	114,920
47	17,150	48,880	92,610	97	21,360	60,880	115,350
48	17,250	49,170	93,150	98	21,450	61,140	115,830
49	17,340	49,420	93,640	99	21,530	61,370	116,270
50	17,430	49,680	94,130	100	21,620	61,620	116,750

規則別表第1号の口（規則第95条）

通学定期運賃対キロ表

東武鉄道株式会社

(2019年10月1日改定)

キロ程	通学定期			キロ程	通学定期		
	1箇月	3箇月	6箇月		1箇月	3箇月	6箇月
1	1,340	3,820	7,240	51	5,410	15,420	29,220
2	1,620	4,620	8,750	52	5,430	15,480	29,330
3	1,880	5,360	10,160	53	5,450	15,540	29,430
4	2,150	6,130	11,610	54	5,480	15,620	29,600
5	2,420	6,900	13,070	55	5,510	15,710	29,760
6	2,650	7,560	14,310	56	5,530	15,770	29,870
7	2,850	8,130	15,390	57	5,550	15,820	29,970
8	3,070	8,750	16,580	58	5,570	15,880	30,080
9	3,220	9,180	17,390	59	5,590	15,940	30,190
10	3,390	9,670	18,310	60	5,610	15,990	30,300
11	3,540	10,090	19,120	61	5,630	16,050	30,410
12	3,720	10,610	20,090	62	5,650	16,110	30,510
13	3,820	10,890	20,630	63	5,670	16,160	30,620
14	3,920	11,180	21,170	64	5,690	16,220	30,730
15	4,040	11,520	21,820	65	5,710	16,280	30,840
16	4,110	11,720	22,200	66	5,730	16,340	30,950
17	4,190	11,950	22,630	67	5,750	16,390	31,050
18	4,250	12,120	22,950	68	5,770	16,450	31,160
19	4,320	12,320	23,330	69	5,790	16,510	31,270
20	4,410	12,570	23,820	70	5,810	16,560	31,380
21	4,450	12,690	24,030	71	5,840	16,650	31,540
22	4,500	12,830	24,300	72	5,860	16,710	31,650
23	4,550	12,970	24,570	73	5,880	16,760	31,760
24	4,600	13,110	24,840	74	5,900	16,820	31,860
25	4,650	13,260	25,110	75	5,920	16,880	31,970
26	4,680	13,340	25,280	76	5,940	16,930	32,080
27	4,710	13,430	25,440	77	5,960	16,990	32,190
28	4,750	13,540	25,650	78	5,980	17,050	32,300
29	4,780	13,630	25,820	79	6,000	17,100	32,400
30	4,810	13,710	25,980	80	6,020	17,160	32,510
31	4,840	13,800	26,140	81	6,050	17,250	32,670
32	4,870	13,880	26,300	82	6,070	17,300	32,780
33	4,900	13,970	26,460	83	6,090	17,360	32,890
34	4,930	14,060	26,630	84	6,110	17,420	33,000
35	4,970	14,170	26,840	85	6,130	17,480	33,110
36	5,000	14,250	27,000	86	6,150	17,530	33,210
37	5,030	14,340	27,170	87	6,170	17,590	33,320
38	5,060	14,430	27,330	88	6,190	17,650	33,430
39	5,090	14,510	27,490	89	6,220	17,730	33,590
40	5,130	14,630	27,710	90	6,240	17,790	33,700
41	5,160	14,710	27,870	91	6,260	17,850	33,810
42	5,190	14,800	28,030	92	6,280	17,900	33,920
43	5,220	14,880	28,190	93	6,300	17,960	34,020
44	5,250	14,970	28,350	94	6,320	18,020	34,130
45	5,280	15,050	28,520	95	6,340	18,070	34,240
46	5,310	15,140	28,680	96	6,360	18,130	34,350
47	5,330	15,200	28,790	97	6,380	18,190	34,460
48	5,350	15,250	28,890	98	6,400	18,240	34,560
49	5,370	15,310	29,000	99	6,420	18,300	34,670
50	5,390	15,370	29,110	100	6,440	18,360	34,780

規則別表第2号 削 除
規則別表第3号 削 除
規則別表第4条（規則第307条）

危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				煙火	—	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、發炎筒＊）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	—	
				その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造とも の重量が2キログラム 以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカーズプレー*	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造とも の重量が3キログラム 以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	
			—	ジニトロナフタリン	—	
			—	ジニトロトルエン	—	
			—	ジニトロフェノール	—	
			—	ニトログリコール	—	
			—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トリニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	
			—	アジ化ナトリウム	—	
			—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1. 爆発性の物」に該当する品目	—	
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造とも の重量が3キログラム 以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム 以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	—	
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）*	容器・荷造とも の重量が5キログラム 以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール*	2リットル以内又は 容器・荷造とも の重量が2キログラム 以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、 除菌スプレー*	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）*	
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類*	
			—	揮発油	—	
			—	ソルベントナフタ	—	
			—	コールタール軽油	—	
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	
			—	トルエン（トルオール）	—	
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	
			—	二硫化炭素	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	
			—	エーテル	—	
			—	クロロシラン	—	
			—	アセトアルデヒド	—	
			—	パラアルデヒド	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	
			—	モノメチルアミン	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	
			—	ジメチルアミン	—	
			—	ピリジン	—	
			—	酢酸アルミ	—	
			—	酢酸エチル	—	
			—	酢酸メチル	—	
			—	義酸エチル	—	
			—	プロピルアルコール	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	
			—	臭化エチル（エチルプロマイド）	—	
			—	酢酸ブチル	—	
			—	フーゼル油	—	
			—	灯油（石油）	—	
			—	軽油（ガス油）	—	
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	
			—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	
			—	酢酸ノルマル-ペンチル	—	
			—	イソペンチルアルコール	—	
			—	メチルエチルケトン	—	
		その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性 のガス	高圧 ガス	圧縮 ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、 酸素缶＊	医療用又は携帯用酸 素容器に封入した酸 素ガスで２本以内の もの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した 炭酸ガスで２本以内 のもの
						炭酸ガスカートリッ ジ＊
				天然ガス	プロパンガス＊	
				水素ガス	水素ガス吸入器＊	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ＊	
				オゾン	オゾン発生器＊	
				ヘリウム	ヘリウムガス＊	
				ネオンガス	ネオン管＊	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
				エタン	—	
				エチレン	—	
				メタン	—	
				その他の圧縮ガス及びその製品	—	
			液化 ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した 炭酸ガスで２本以内 のもの
				液化プロパン	プロパンガス＊	２リットル以内又は 容器・荷造との重 量が２キログラム以 内のもの
				フレオン—12	エアゾール噴射剤、 エアコンガス＊	
				フレオン—22	エアゾール噴射剤、 エアコンガス＊	
				ブタン	ライター、カセット ガスボンベ＊	
				液体空気	—	
				液体窒素	—	
				液体酸素	—	
				液体アンモニア	—	
液体塩素	—					
液体亜硫酸	—					
液化シアン化水素（液体青酸）	—					
塩化エチル	—					
塩化メチル（メチルクロライド）	—					
液化酸化エチレン	—					
塩化ビニルモノマ	—					

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
4	可燃性のガス	高压ガス	液化ガス	液体メタン	—		
				その他の液化ガス及びその製品	—		
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—		
			—	塩素酸カリウム	—		
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—		
			—	塩素酸カルシウム	—		
			—	塩素酸ストロンチウム	—		
			—	塩素酸アンモニウム	—		
			—	その他の塩素酸塩類	—		
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—		
			—	過塩素酸カリウム	—		
			—	過塩素酸ナトリウム	—		
			—	その他の過塩素酸塩類	—		
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—		
			—	過酸化カルシウム	—		
			—	過酸化マグネシウム	—		
			—	過酸化バリウム	—		
			—	過酸化亜鉛	—		
			—	過酸化カリウム	—		
			—	その他の無機過酸化物	—		
		硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料＊	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの	
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—		
			—	硝酸ナトリウム	—		
			—	その他の硝酸塩類	—		
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの	
			—	その他の亜塩素酸塩類	—		
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—		
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの	
			その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
				—	過硫酸カリウム	—	
				—	過硫酸ナトリウム	—	
				—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	
				—	その他の酸化性の物及び製品	—	
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—		
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの	
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤＊		
			—	硝酸	—		

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む。）	—	
			—	沸化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	
			—	フェロシリコン	—	
			—	塩化硫黄	—	
			—	クロルピクリン	—	
			—	四エチル鉛	—	
			—	クロロホルム	—	
			—	臭素（ブロム）	—	
			—	ホルマリン	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	BHC剤		
			—	DDT剤		
			—	鉍油剤		
			—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの		
		その他 危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	
			—	塩化リン	—	
			—	臭化ベンジル	—	
			—	四塩化チタン	—	

（注1）「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

（注2）農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。